

出雲崎町建設工事入札参加資格審査申請書提出要領

平成 27 年 12 月
出 雲 崎 町

出雲崎町建設工事入札参加資格審査規程（平成 7 年出雲崎町規程第 5 号。以下「規程」という。）第 5 条の規定に基づき、次のとおり要領を定めましたので、平成 28・29 年度において、出雲崎町が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする方は、規程及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）の申請を行ってください。

1 参加資格の種類（建設工事の種類）

1 土木一式工事	16 ガラス工事
2 建築一式工事	17 塗装工事
3 大工工事	18 防水工事
4 左官工事	19 内装仕上げ工事
5 とび・土工・コンクリート工事	20 機械器具設置工事
6 石工事	21 熱絶縁工事
7 屋根工事	22 電気通信工事
8 電気工事	23 造園工事
9 管工事	24 さく井工事
10 タイル・れんが・ブロック工事	25 建具工事
11 鋼構造物工事	26 水道施設工事
12 鉄筋工事	27 消防施設工事
13 舗装工事	28 清掃施設工事
14 しゅんせつ工事	29 ^{のり} 法面処理工事
15 板金工事	

2 資格審査申請をすることができる方

資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方とします。
ただし、特別の事情があると町長が認めた場合は、この限りではありません。

- ① 建設業法（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業した期間が 1 年に満たない者。
- ② 資格審査を申請しようとする建設工事について、法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者。
- ③ 資格審査を申請しようとする建設工事について、法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値の通知を受けていない者。

- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）第 2 項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者。
また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- ⑤ 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前 3 年の各事業年度のいずれの事業年度にも完成工事高を有しない者。
- ⑥ 法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ⑧ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- ⑨ 暴力団員であると認められる者。
- ⑩ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- ⑪ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- ⑫ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑬において同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- ⑬ 法人であって、その役員のうち⑨から⑪までのいずれかに該当する者があるもの。

3 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までです。

4 提出する申請書等

申請書類等	町内業者 注 1	県内業者 注 1	県外業者 注 1
① 建設工事入札参加資格審査申請書 注 2	◎	◎	◎
② 営業所(主たる営業所を除く)一覧表 注 2	◎	◎	◎
③ 技術職員数等に関する書類 注 2	◎	◎	◎
④ 指定工事の施工実績に関する書類 注 2	◎	◎	◎
⑤ 技術職員名簿 注 2	◎	◎	◎
⑥ 舗装機械の所有状況に関する書類 注 2	△	△	△
⑦ 技術職員数一覧 注 2	*	*	*
⑧ 暴力団排除に関する誓約書	◎	◎	◎
⑨ 建設業許可通知書の写し	◎	◎	◎
⑩ 建設業許可申請書別表の写し	×	◇	◇
⑪ 総合評定値通知書の写し 注 3	◎	◎	◎
⑫ 経営規模等評価申請書総合評定値請求書の写し (技術職員名簿及び工事経歴書の写しのみ) 注 4	◎	◎	◎
⑬ 委任状	×	◇	◇
⑭ ISO 認証取得を受けていることを証する書面 (登録証の写し)	▲	▲	▲
⑮ 障害者雇用状況報告書の写し	●	●	●
⑯ 新潟県ハッピー・パートナー企業登録証の写し	■	■	■
⑰ 出雲崎町の納税証明書(未納がないことの証明書用)	◎	□	□
⑱ 新潟県の納税証明書(未納がないことの証明書用)	×	◎	×
⑲ 法人税又は所得税の納税証明書(未納税額のない証明書用)	×	×	◎
⑳ 消費税又は地方消費税の納税証明書(未納税額がない証明書用)	○	○	○

◎ 必ず提出してください。(記入すべき事項がない場合は、「該当なし」と記載して提出すること。)

◇ 契約権限がある営業所等を申請する方は提出してください。

□ 出雲崎町に納税義務がある方は提出してください。

△ 舗装工事の参加資格を申請する方のみ提出してください。

* 経営事項審査での技術職員の資格要件の重複計上の制限(2業種まで)の取扱いにより、審査基準日現在の1.2級技術職員数と総合評定値通知書に記載の1.2級技術職員数との差異が生じる場合です。

申請の際は、一覧に記載した業種ごとの職員の資格者証等(実務経験を証明する必要がある場

合は、建設業許可の実務経験証明書（様式第9号）の写し（資格者証等は、同一の資格であっても業種ごとに提示し、どの業種に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。）

- * 平成27年4月1日以降に申請した経営事項審査に係る総合評定値通知書を提出する方のうち、審査基準日現在に常時雇用されている職員で、雇用期間が審査基準日前6か月を超えていなかったため、経営事項審査の「技術職員名簿」に記載できなかった職員がいる場合です。

申請の際は該当する職員に関する下記の（1）（2）を提示してください。

（1）職員の雇用関係を確認する書面

（2）一覧に記載した業種ごとの職員の資格者証等（実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可の実務経験証明書（様式第9号）の写し（資格者証等は、同一の資格であっても業種ごとに提示し、どの業種に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。）

- × 提出する必要はありません。

- ▲ ISO9000S、ISO14000S について、(財)日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を受けている方は、その認証を受けていることを示す登録証の写しを提出してください。
- 雇用する労働者の数が常時56人以上の方は、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第5項及び同法施行規則第8条に規定する障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。
- 新潟県のハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）として登録してある方は、登録証の写しを提出してください。

注1 「町内業者」とは、出雲崎町内に営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）のうち主たる営業所が所在する建設業者をいい、「県内業者」とは、新潟県内（出雲崎町を除く。）に主たる営業所が所在する建設業者をいい、「県外業者」とは、町内業者及び県内業者以外の建設業者をいいます。

注2 ①から⑦の様式は、別紙様式（新潟県様式準拠）のとおりとします。

注3 審査基準日が平成26年5月30日以降であり、かつ、有効な通知書であることが必要です。（該当するものが2以上ある場合は、そのうち最新のもの）

注4 経営事項審査の申請を行った時の、技術職員名簿（別紙二）、工事経歴書（様式第二号の2）の写しのみを提出してください。

5 申請書の提出部数

申請書は、①から⑳の順に、ファイルに綴じて1部提出してください。

なお、⑰の納税証明書は原本を提出してください。⑱から⑳の納税証明書は写しで差し支えありません。

6 申請書等の提出先

郵送の方法による申請書等の提出は認めていませんので、必ず持参してください。

提出先 出雲崎町役場 総務課 財政係

7 申請書の提出期間

申請書等の提出期間は、**平成28年2月1日から平成28年2月29日まで**とします。

ただし、出雲崎町の休日を定める条例第1条に定める日（土・日及び祝日等）は除きます。

8 問い合わせ先

出雲崎町役場 総務課 財政係

電 話 0258-78-2290（直通）

F A X 0258-78-4483